

山 監 第 N 3 1 0 4 - 7 号

平成 2 6 年 (2014 年) 9 月 8 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成25年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(教育委員会)

1 学校教育課

[問題点 補助金関係について]

幼稚園就園奨励費の算出において、支給割合が一部異なるものがある。
負担の公平の観点から、算出方法を検討されたい。

[改善措置]

幼稚園就園奨励費は、国庫補助事業であるため、国からの算定方法の通知に基づき、算定を行っています。平成25年度の算定において、途中退園した際の算定方法の見直しが行われ、本市ではその通知に基づき、就園奨励費の算定を行いました。その通知の解釈にあいまいな部分があり、ご指摘のとおり負担の公平性の観点から見れば、見直すべき点があるように思われます。

県内他市に確認したところ、対応はまちまちであり、今後、改正の趣旨や他市の動向等を踏まえて、算出方法の見直しを検討していきます。

2 埴生中学校

[問題点 収入関係について]

学校施設使用許可申請に伴う使用料徴収から金融機関等への納付期間が大幅に経過しているものがある。平成21年8月に策定された「公金収納と管理適正化の方策」に基づき適切な事務処理をされたい。

[改善措置]

平成26年6月に作成された「公金収納と管理適正化の方策（第1次改訂版）」に基づき、同年7月29日付けで、教育総務課から公金収納手続きの再度の改善を求められ、次のとおり処理することといたしました。

- ① 学校施設使用料は、受領した日の翌日から起算して3営業日以内に金融機関に入金します。

② 学校施設使用料は、手提げ金庫に入れ、鍵を掛け保管します。

手提げ金庫で保管する現金は、公金である学校施設使用料と公衆電話機の通話料のみとし、他の現金と混ざらないよう管理します。また、同年8月4日付けで、同じく教育総務課から、校長が1週間から2週間に1回のペースで手提げ金庫に未処理の現金が長期間保管されていないか「公金取扱事務チェックシート」により確認するよう通知があり、そのチェックシートを用いて確認します。

③ 使用料を金融機関へ入金する前に、担当職員と校長又は教頭の2人で、「現金」、「納付書」、「使用許可申請書」及び「使用許可書（控）」に記載された金額がすべて一致しているか確認します。

④ 使用料の受領から金融機関へ入金するまで、その作業に携わった者各々が処理日等を「学校施設使用料収納手続き処理状況一覧表」に記入し、事務担当者が管理します。

その他、領収印は、手提げ金庫に入れて鍵を掛け保管することや領収印の保管管理者を定め、校長が定期的に保管について確認するよう指導を受け、現在、そのように処理しています。

[問題点 支出関係について]

法令の支払期限を大幅に経過しているものが数多くある。「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき適切な事務処理をされたい。

[改善措置]

請求書を受理したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項の規定による支払期限内に支払いを終えることができるよう、請求書を受理した日から2日以内に支出命令書を作成し、教頭、校長による各々の私印の押印を経て、直後の市逋送便で市教委に届けます。

3 厚狭図書館

[問題点 支出関係について]

法令の支払期限を大幅に経過しているものが数多くある。「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に基づき適切な事務処理をされたい。

[改善措置]

財務会計システムの手順を整理した上で、マニュアルを作成し、会計処理の時間短縮を図りました。

今後は、法令に定める支払期限を厳守いたします。

4 小野田公民館

[問題点 行政財産管理について]

公民館使用許可申請に伴う使用料算定に一部誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

使用料が2分の1減額となっている施設において、使用申請後に、同一申請者から追加の使用申請がなされ徴収した使用料の算定に誤りがあったものは、使用料を計算し直し、不足額を徴収しました。

また、追加の使用料が発生したときの事務の取扱い及び精算の方法をしっかりと確認し、チェック体制を強化しました。

5 厚狭公民館

[問題点 行政財産管理について]

公民館使用許可申請に伴う使用料算定に一部誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

平成25年度申請分において、平成26年度の申請から適用される単価で使用料を算定していたものは、平成25年度の単価で計算し直し、過不足額を徴収し、又は還付しました。

また、条例の規定を確認し、経過措置について正しく認識しました。

6 中央図書館

[問題点 行政財産管理について]

図書館施設使用許可申請に伴う使用料調定額について、使用許可書の使用料額と一致しないものがある。また、使用料の算定に一部誤りがある。

関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

使用許可書を作成する際、使用許可申請書をよく確認するとともに、冷暖房など追加の使用があったものの申請書等への転記を確実にを行い、一連の書類に矛盾がないようにします。

なお、使用料の算定を誤っていたものは、超過分を還付しました。今後は、原則として、使用料の算定及び収納を一人で行わず、使用許可申請書及び使用許可書も二人以上で確認し、処理することを徹底します。